

沼津市地域資源活用開発支援事業補助金交付要綱

平成29年3月13日副市長決裁

(趣旨)

第1条 市長は、地域資源の顕在化を図るとともに、新たな事業の創出を促進し、もって地域産業の活力ある発展を図るため、地域資源を活用した新製品の開発、提供等を行う製造業者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 製造業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第4号に規定する企業組合であつて、産業に関する分類の名称及び分類表（平成21年総務省告示第175号）に定める日本標準産業分類の大分類に掲げる分類符号Eの製造業に区分されるものをいう。
- (2) 地域資源 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）第2条第2項により認定されたもので、別表1に掲げるものをいう。

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に主たる事業所（本社又は開発機能を有する工場に限る。）を有する製造業者等
- (2) 納期の到来した市税に未納がない製造業者等
- (3) 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

(補助の対象経費及び補助金の額)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表2に掲げるものとする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費の額から当該補助金以外の補助金の額を差し引いた額の2分の1以内とし、50万円を限度とする。
- 3 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 地域資源活用開発支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 企業等概要調書（第2号様式）
- (3) 事業計画書（第3号様式）
- (4) 収支予算書（第4号様式）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、その旨を申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査に関し、必要があると認めるときは、当該申請に係る地域資源活用開発支援事業に関し、学識経験を有する者等から意見を聞くことができる。

(交付の条件)

第7条 市長は、前条の決定をするときは、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとする場合
 - イ 補助事業に要する経費の配分を変更しようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市長が別に定め

る期間内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

- (5) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(変更の承認申請)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、前条第1号の規定により市長の承認を受けようとする場合には、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 地域資源活用開発支援事業変更申請書（第5号様式）
- (2) 変更事業計画書（第3号様式）
- (3) 変更収支予算書（第4号様式）

(実績報告)

第9条 補助事業者は、地域資源活用開発支援事業が完了したときは、完了した日から30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類等を市長に提出しなければならない。

- (1) 地域資源活用開発支援事業実績報告書（第6号様式）
- (2) 事業報告書（第7号様式）
- (3) 収支決算書（第4号様式）
- (4) 開発した製品又は試作品
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 補助事業者は、補助金の交付年度終了後の5年間、各年度における補助事業の成果の事業化状況等に関する報告をしなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告を受けたときは、その内容を精査し、交付すべき補助金の額を確定して、補助金交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(請求の手續)

第11条 補助事業者は、補助金交付額確定通知書を受け取った日から起算して10日以内に請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

地域資源一覧

| | | |
|--------|---------------------|-------------------------|
| 農林水産物 | 鉱工業品又は鉱工業品の生産にかかる技術 | 文化財・自然の風景地・温泉その他の地域観光資源 |
| 静岡茶 | 駿河湾海洋深層水 | 富士山 |
| 静岡いちご | 富士山の水 | 富士山静岡空港 |
| 静岡みかん | 清酒 | 駿河湾 |
| タチバナ | 沼津ひもの | 狩野川 |
| タカアシガニ | 木工機械 | 柿田川湧水 |
| アジ | 自動車・自動車部品 | 沼津港 |
| 富士ひのき | 二輪車 | 大瀬崎海岸 |
| 寿太郎みかん | 医療機器 | 沼津御用邸記念公園 |
| あしたか牛 | 杉材(しずおか優良木材に限る) | よさこい東海道 |
| 大中寺芋 | ひのき材(しずおか優良木材に限る) | かかりつけ湯 |
| ごまさば | | |
| 西浦養殖たい | | |
| 駿河湾深海魚 | | |

別表 2 (第 4 条関係)

| 補助対象経費 | 内容 |
|------------|--|
| 原材料及び副資材費 | 開発品の構成部分、開発等の実施に直接使用し消費される原料、材料及び副資材費の購入に要する経費 |
| 機械装置・工具器具費 | ① 開発等の実施に必要な機械装置の購入、借用に要する経費 ② 開発等の実施に必要な機械装置を自社で製作する場合の部品購入に要する経費 ③ 測定・分析・解析・評価等を行う機械装置の購入、借用に要する経費 ④ 開発等の実施の際に用いる器具・道具類の購入、借用に要する経費 |
| 外注費 | 開発等の実施に際し、自社内で不可能な部分について、外部の事業者等に外注する場合に要する経費 |
| 外部専門家関係経費 | 外部専門家から技術指導や経営指導等を受ける場合に要する経費（例：謝金、手数料等） |
| 共同研究費 | 大学等との共同研究に要する経費 |
| 性能検査費 | 開発等の実施に必要な性能検査を外部の機関で行う場合に要する経費 |
| その他の経費 | 上記以外で市長が特に必要と認める経費 |

備考 地域資源活用開発支援事業について、国、県又は他の地方公共団体等がこの補助金の補助対象経費を対象とした補助金を支給する場合は、当該補助金相当額をこの補助金の補助対象経費の額から控除する。